

議 事 録
名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会
第 2 回

- 1 . 日 時 : 平成 24 年 9 月 27 日 (金) 15:30 ~ 17:40
- 2 . 場 所 : フクラシア東京ステーション Room 5K

3 . 議事次第

- 1) 国内措置のあり方に関する論点整理について

4 . 配布資料

資料 1 国内措置のあり方に関する論点整理について

参考資料 1 「平成 23 年度名古屋議定書に係る国内措置検討のための懇談会」における
主な意見について (修正版)

参考資料 2 COP11 における ABS に関するサイドイベントについて (案)

参考資料 3 名古屋議定書の締結に向けた国内措置の検討について

(委員配布資料)

- ・ 国内措置の枠組みについて (北村委員)
- ・ 説明資料 (鈴木 (睦) 委員)
- ・ 植物育種と利益配分 (寺田委員)
- ・ 植物育種の特徴と ABS ~ CBD と ITPGRFA ~ (寺田委員)

5 . 出席者

(委員)

磯崎座長、浅間委員、足立委員、小幡委員、北村委員、鈴木 (健) 委員、鈴木 (睦) 委員、
炭田委員、寺田委員、西澤委員、二村委員、藤井委員、丸山委員、吉田委員

(関係省庁)

外務省、農林水産省、経済産業省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省

(事務局)

環境省 : 星野大臣官房審議官、亀澤自然環境計画課長、牛場生物多様性施策推進室長、奥田生物多様
性地球戦略企画室長、上河原総務課長、永見課長補佐、中澤課長補佐、浅原係長、辻田係長、山崎係
長、小林事務補佐員

ノルド社会環境研究所 : 園主任研究員、市村研究員、他

6 . 議事録

開会

中澤課長補佐 それでは、定刻になりましたので、遅れていらっしゃるというご連絡のあった足立先生以外の委員の方がお揃いになりましたので、第2回の検討会を始めさせていただきたいと思います。

開会にあたりまして、星野審議官から一言ご挨拶を申し上げます。

星野審議官 環境省大臣官房審議官を務めております星野でございます。名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日はお忙しい中、検討会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。第1回検討会では、委員の皆様方から多くの率直なご意見をいただきまして、大変ありがとうございました。

先日、関係省庁の局長クラスが集まり、COP10及びMOP5の決定事項の実施等に関する関係省庁連絡会議を開催いたしました。この会議では、来月インドで開催されますCOP11、COP-MOP6に向けた情報交換などを行うとともに、名古屋議定書の締結に向けた国内措置の検討について、三つのことを確認いたしました。

一つ目は、可能な限り早期の締結に向け、関係省庁が協力して情報収集を行い、国内措置の検討を早急に進めること。

二つ目は、我が国の遺伝資源及び伝統的知識の取り扱いについて、幅広い関係者による開かれた議論を行い、我が国の提供国としての対応を決定すること。

三つ目は、国内の関係者から支持され、かつ、国際的にも合理的な説明が可能な、利用国としての遵守に関する措置を早急に検討すること。

以上の三つを確認したところでございます。環境省といたしましては、開かれた議論の場の一環として皆様方にこの検討会の場でご議論いただきますとともに、COP11で他国の情報も収集した上で、関係省庁とともに日本にふさわしい国内措置を検討してまいりたいと考えております。

本日の検討会では、国内措置のあり方に関する論点について、さらにご議論をいただきたいと思っております。委員の皆様方からの幅広いご意見を賜りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

中澤課長補佐 続きまして、本日お配りしております資料の確認をさせていただきたいと思っております。お手元に資料一覧がございます。

本日の資料は、資料1「国内措置のあり方に関する論点整理について」参考資料1「平成23年名古屋議定書に係る国内措置検討のための懇談会における主な意見について」、前回、炭田委員からのご指摘を踏まえ修正しているものです。それから、参考資料2「COP11におけるABSに関するサイドイベントについて(案)」、参考資料3、星野審議官からご説明させていただきました、「名古屋議定書の締結に向けた国内措置の検討について」。この3点を参考資料としてお配りしております。

また、事務局からお配りしている資料以外に、寺田委員からパワーポイントの資料、さらに、北村委員からA4の資料が配付されております。それから、鈴木(睦)委員から、パワーポイントの資料をいただいております。前回欠席の委員の方々をご紹介させていただきます。委員名簿は参考資料1にございます。まず、上智大学の北村委員、国立遺伝学研究所の鈴木(睦)委員、筑波大学の吉田委員でございます。

先ほども申しましたが、足立委員は、遅れていらっしゃるということです。

それでは、座長の磯崎先生に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

1) 国内措置のあり方に関する論点整理について

磯崎座長 こんにちは。前回と比べると、今回は1時間短いので、論点を絞って議論を進めたいと思います。

振り返って、前回の議論ですが、それぞれ意見を伺った中でこの検討会の焦点と少し離れる議論もいくつかあったのですが、検討会の趣旨や範囲は、前回資料の1と先ほど星野審議官が触れていた今日の参考資料3で整理をされています。名古屋議定書でそれぞれの国が国内措置をとらなければいけないことの中で、特に15条、16条、17条の義務に沿ってとるべき国内措置について検討するという観点からすると、前回の議論の中で、それぞれの国、特に提供国が国内法で定める内容に関する要望的な内容がいくつか入っていましたが、提供国が国内法で定める内容について議論をすることはできませんので、それについては、今日の議論の中では触れないようにしたいと思います。

それから、参考資料3との関係ですが、前回私が、ブリュッセルでEUコミッションの担当者と話したことについて産業界の意見が聞きたいと触れました。EUで一番多く出てきた議論は、ほかの企業との競争に負けるような形あるいは企業間で格差がつくようなことを避けたいということで、それは、EUの域内でも確保し同時にEU域内の企業とEU域外の企業の間では比較的優位に立ちたいという意見がEUの企業から聞かれたということでした。前回の議論で、産業界の方々からその点の評価があまりなかったのですが、もちろん、EUコミッションの見解もこれからほかの部局の議論を経て決まってくるのでEUの環境部局の意見がそのまま動いていくとは分からないのですけれども、そのような意見が非常に強かったということとを彼らが触れていましたので、もしご意見があれば発言していただきたいと思います。

いまの基本的な枠とポイントを前提にして本日の議論に入りたいと思いますが、最初にも触れましたように、全体で2時間ですので、最初に前回の論点整理に挙げられていて前回議論した(1)~(4)について、特に前回欠席された方々に意見を述べていただきます。その後で、1週間少しの間を置いて今日まで考えておいていただいたことで改めて議論する形で、(1)~(4)についての全体の議論をしたいと思います。その後で、残されている(5)番と(6)番について審議をするというスケジュールで考えていますのでお願いいたします。それでは、前回欠席された委員のご意見を伺いたいと思います。

鈴木(睦)委員 第1回目は休んでしましまして、どうも申し訳ございませんでした。そのとき、意見の紙を出させていただいたのですが、文字ばかりでわかりにくかったもので、今回はパワーポイントを作ってきました。「説明資料」を見てください。論点(1)~(4)の話が散りばめられている形になっています。その前提から入らせていただきます。

(pp2) 私自身が知財マネジメント専門なのですが、イノベーションがどうやって起こるかというのはよく話をしているところです。遺伝資源にイノベーションはどのように起こるかということ当てはめたのが、1枚目の下の矢印が四つあるものです。実際に物ができる、イノベーションが起こる段階はいくつかあります。よく言われていることが、基礎研究がまずあって、応用研究があって、実用研究があって、上市後の調査、マーケットによるアフターケアもあります。その中で、基礎研究のときは星の数ほどたくさんの遺伝資源及び遺伝資源の派生物、また、遺伝資源を使って出た研究成果について多くのトライ・アンド・エラーが行われて、その中で研究成果が出て、またその研究成果が使われるというふうなローテーション、大きなサイクルが回ってしまっていて、その結果、論文がアウトプットになって出てくる。このとき使われる遺伝資源というのは、すごい数が使われます。また、その中でうまくいったものが応用研究になり、例えばこの薬の成分が、こういう薬効を持っているからこういう成分で特許を

取ろうという話で、応用研究の中で特許が取られていきます。それで、実際の商品に向けた実用研究、どのような製剤がいいとか、どのような化合物をいろいろいじってどのような化合物の化学式が一番よく効くとか、実用に向けた研究がされて、商品が初めて生まれます。商品が生まれた後に、その薬が副作用なくちゃんと販売が持続できるかななどの研究や調査が行われます。遺伝資源そのものや、遺伝資源からの派生物、遺伝資源の成果というものの数で見ますと、基礎研究は山ほどある。応用研究の中でうまくいったものがいくつかあって、実用研究まで行くのは本当に少なく、また、実際に商品になるのはすごく少なく、金銭的な利益がちゃんと生まれるのは本当に何万分の1の確率であります。それで、ともかく上流において多くのトライ・アンド・エラーを行うことが大事ですし、このように遺伝資源が段階別に使われるときに、商業利用と非商業利用の厳密な区別は難しいのですが、商品化だったら商品化、特許だったら特許というような段階で分ける区別は、可能になります。

(pp3) このような遺伝資源の使われ方をしているということは、実際にやっている人は常識的に知っていますので、例えばほかの国でどのような対応をしているかということに関しまして、スイスの例を調べて見ますと、デューデリジェンスとレポートの義務、PICとMATを守らなければいけない義務とレポートの義務、二つの義務が存在して、MAT自身は市場に出たときに届出をしなければいけないと決まっております。ここに書いた文章は、スイスのドラフトの説明からとった文章ですけれども、非商業的な研究に適用されるのはデューデリジェンスの要件だけで、レポートの義務と通報の要件は適用されないという形になっていまして、また、任意で通報することは可能にすべきであると書かれています。すなわち、基礎研究というのはトライ・アンド・エラーが要って、すごくたくさんの量が要って、そこでは円滑に流通することがすごく大事でありますので、スイスでは、もちろんPICとMATなどの守る義務というものはあるけれども、市場に出たときにMATの届出を義務化しています。この方式をそのまま日本に当てはめるとは言いませんが、スイスでも基礎研究に関してそれ相応の考慮があるので、基礎研究に対する考慮というのは、やはり日本の国内措置でも必要だと思っております。

(pp4) 海外からの遺伝資源とその関連物ということを考えますと、遺伝資源に関してたくさん種類があるのですが、この五つに簡単に示させていただきました。まず、一番よくある提供国から野外で採取したものを利用国に移動するもの。これはよくあることで、一番典型的な例だと思います。あといくつかも例がありますが、例えば基礎研究の材料として研究者コミュニティで使われているもの。その中には、寄託機関やカルチャーコレクションなどにデポジットされて、世界中で共有されているもの、DNAライブラリーも含めて、学術のコミュニティで通常に運用されているものがあります。また、販売されているもの。帰化植物のように、意図しないで移動したもの。情報からつくるもの。例えばヘビ毒が公知の情報で、そのDNAの情報からタンパク合成が可能ですので、それをつくったものなどがあります。提供国において、遺伝資源の範囲に関しては、この五つが入る可能性があります。しかしながら、実際にモニタリングの困難さなどから、一番上の提供国から野外で採取したものを利用国に移動するものという一番典型的な遺伝資源に関して、今回の国内措置はやはり適用すべきものだと思います。

(pp5~6) 我々は大学の共同利用機関で、大学の代表みたいなものですので、大学においてアンケートをしました。時間の関係で全部は説明しませんが、大学においてはやはり簡易な手続を要望しており、また、大学で対応に当たれるか不安があるということや、基礎研究に配慮を求めたいということ、さらに実際に提供国とやりとりをすると手続がとても煩雑でなかなか物が手に入らない、窓口もわからないために実質的に手に入らなかったこと、英語での申請書がなくて、例えばポルトガル語しかなくてうまくいかなかったなど、提供国から遺伝資源を取得するのに現時点においても苦労しています。こういう状況はまだまだ整備されるまでに時間がかかると思っていますので、提供国の制度があまり整備されないと

いうことも、今回、国内措置を考えるときに考えていかなきゃいけないと思っております。

(pp7) 4 ページ、最後の紙を見ていただきまして、アンケートをまとめますと、先ほど言ったように、相手国の整備があまり進んでいない。二つ目として、大学からの要望としてそれに対する管理体制が不十分であることからセミナーやガイドラインの策定などが必要であろう、また、相談窓口の設置や国家間の協定の締結などを要望している、というのが今回アンケートで浮かび上がってきました。

(pp8) 今日の論点の「その他」のところで、もし時間があればまた説明させていただきたいのですが、我々、大学向けの対応窓口というのを設置いたしました。これは論点の「その他」に当たりますので、もし時間があれば、そこで説明したいと思えます。以上です。

磯崎座長 北村さん。

北村委員 お手元に 1 枚紙を配らせていただきました。前回休んですみませんでした。私は、上智大学の法科大学院で環境法、行政法を専攻しておりますが、国内法の整備ということ念頭に置いたということでお招きいただいたのだらうと考えております。それでは、順次説明をいたします。

前回、事務方のほうから、「論点整理について」という紙を頂戴して、そこで具体的に、1 回目において出された議論の要点を拝見したところ、「法律かガイドラインか」で整理の軸があるように思われたのであります。これは、法律であると強制アプローチであって、ガイドラインだと任意アプローチであるという、二分法のように思われます。これはこれで規制の原則的な対立のようにも見えたのであります。しかし、このような対応と申しますのは、国際関係においては、条約の誠実な履行というニーズが当然あるわけでありまして、また、さはさりながら、いろいろ不確定な要因もまた抱えているというような状況もあるということでありまして、こうした二分法的なアプローチというのは、いささか適切さを欠くのではないかと考えております。結果的に、二段階で考えるという仕組みがどうだろうかということでありまして。こうした国内法はありませんので、全く新しい状況に対応したものでありますから、皆様方におかれましては、聞いたことがないとおっしゃるかもしれませんが、それだけこの問題が非常に新しい性格を持っているということは、私自身も認識しているところであります。

すなわち、「3.」のところですが、枠組み的な国内法をまず制定して、そのもとで法的、行政的、政策的措置の組み合わせと、こういう考え方ではいかがかというわけでありまして。枠組み条約+ 議定書というのは、今回もそうですけれども、これは国際的なレジームの話ですけれども、国内においてこういうスキームをとれないか。こういうことが可能になる条件というのは、ある程度緊急対応の必要性があると。しかも、条約において大枠は合意されている。全く一から何かをつくっていくわけではないという条件がある。しかし、状況的には不確実性、不確定性というのが国内外に存在している、こういうような場合に適用できるじゃないかというわけでありまして。

また、条約のほうで、「立法上、行政上又は政策上」というフレーズを使っています、「立法上の措置」というふう優先的順位を与えているようにも見えるということが一つであります。また、何らかの国会の議決による法律というものになりますと、締約国としての責任ある対応を明確に対外的に表現できるというメリットがあります。

また、このような議論を見ていても考え方があるようでありまして、種々の政策的要素の調整結果としての法律、民主的討議を経た国権の最高機関である国会の立法上のものが適切であるとも考えられるわけでありまして。そこでは、名古屋議定書の趣旨を確認しまして、そのもとで講じられるべき措置のメニューを列記する。そこで確定するわけではないですけれども、メニューを列挙するというような枠組みはどうだろうか考えたところであります。

具体的に規定されるべき内容、「5.」のところでありまして、いろいろ制約があるろうということ

は、何となく感じるところであります。すなわち、各委員のご意見によりますと、知見が十分でないとか、外国の状況が流動的であるとか、国内でもいろんな立場があつて、いろんな議論があるといった状況で、一発で決められないというようなことがあろうかと思うわけでありまして、そこで、時間軸を法律の中に取り込みまして、枠組み法という、枠組みを確定するものの、その中では順次確定していくということが考えられるというわけでありまして、全てが整わないと議定書が実施できないというのでは、経済活動に不合理な制約が課されてしまいますから、それは適切ではないということでありまして、もちろん、具体的な仕組みというのは多様でありまして、強制力をもつ法律もあれば、訓示規定にとどまる法律、「努めるものとする」というものですね、こういうものもありません。あるいは、基本方針や基本指針と定めるということもありませんし、業界内部のガイドラインにするということもあろうかと思ひます。多様であるというのが私の認識であります。

しかし、それらを枠組み法で示されれば、この枠の中でやっていただく必要があるということでありまして、このことは、まさに議定書を受けるといふ意味で、明記されていいのではないかと考えております。議論が拡散してしまうわけでありまして、やはりここは議論の外枠、枠であるということ、国会の議決という形での合意をするということが大事だろつと思ひております。

我が国では、こうしたタイプの法律は「基本法」といふ形で従来制定されておつたわけでありまして、しかし、それに限定をする必要は全くないわけでありまして、プログラム法としての枠組み法は十分にあり得ます。現在、生物多様性基本法、これは環境基本法のもとの「分野別基本法」といふ位置づけが与えられております。循環基本法と同じですね。つくるときには、基本的の下に基本法があつていいのかといふ議論をさんざんされましたけれども、別につくられているわけでありまして、今回議論する「法律」と私は言ひましたけれども、生物多様性基本法のもとの「領域別基本法」といふような形で制定していけばどうかと、1回目の論点整理等々を拝読して、考えたところでござひます。

磯崎座長 吉田さん。

吉田委員 前回 IUCN の世界自然保護会議がござひまして、欠席させていただきました。私、大学では、世界遺産条約を初めとして、国際条約と生物多様性保全の関係を研究してあります。ちょっと ABS とはかかわりが浅いような感じですが、ABS の考え方自体、IUCN の 10 年に一度開かれていゝる世界国立公園保護地域会議（1982 年）の中で、国立公園には生物多様性保全上重要な遺伝資源といふものが、価値があるではないかといふ議論からスタートしたと聞いてありますので、そういった面でも多少関連があるかと思ひます。名古屋での COP10 では、むしろ愛知目標の設定のほうを中心に取組んでまいりました。ABS に関しては、ここに出席していらつしゃるバイオインダストリー協会さんや、各製薬会社などの業界の皆さんのボランティアな取組で、我が国の取組といふのは、そういった面では非常に積極的に取組んできたといふことで評価できるかと思ひます。前回の皆様方の議事概要を拝見しても、そういった点が出ておりました。

その中で、1 点だけちょっと申し上げたい部分は、チェックポイントの機能やその役割などについてのところでございます。ABS に関しては、おそらく一回国内制度ができたなら、もうそれですつと変わらないといふのではなくて、少しずつ運用しながらその実態を踏まえて変えていく必要が出てくるものだと思います。ルールが途中で変わっていくのは非常に好ましくはないのですが、でも実際、各国がどのように対応していくかを見ながら、変えざるを得ないところもあるのではないかと思ひます。

そういったことを考えますと、このチェックポイントといふ機能は、議事録の中で警察的なものは望ましくないといふお話もござひましたけれども、そういったことよりは、現在の国内における ABS に関する動き、PIC や MAT に関してどのように状況が進行しているかといふのは、やはりこのチェック

ポイントできちんと把握しておく。その上でそれに基づいて、また少しずつ国内措置も変えていくという、そういう役割を担うのではないかと思います。そういう面で、届出は任意の情報提供にとどめたほうがいいというご意見もございましたけれども、チェックポイントは、情報に関しては PIC に関しても MAT に関しても、やっぱりきちんと把握しておく機能を持つべきだと思います。ただ、企業秘密もございまして、どこまで公開するかということはまた別の問題かもしれませんが、そういった情報をきちんと把握した上で今後の運用に資するといった役割を持つべきであると思います。

この 1 点だけですけれども、前回の(4)までの議論の中で申し上げたいところは以上でございます。

磯崎座長 ありがとうございます。いま、3 人の方からそれぞれ意見を述べてもらいましたが、その一部は、実は既に資料 1 の中に内容が反映されているところもあります。この資料 1 は、今日の議論より前にまとめられているので、必ずしも今の意見すべてが入っているわけではないのですが、ここで頭の整理として、前回の議論、それから出されていた意見などをとりあえずまとめた資料ですので、これについて簡単にお願いたします。

山崎係長 それでは、資料 1 につきまして、ご説明させていただきます。A3 の資料をごらんください。

まず、こちらの表ですけれども、左側の欄には、前回の資料 7 の国内措置のあり方に関する論点を記入しております。右側の欄には、第 1 回の検討会でいただいたご意見に加えまして、第 1 回検討会をご欠席されました鈴木(睦)委員のご意見と、炭田委員からご説明のありましたバイオ産業界の要望書について記述しております。この資料は、いただきましたご意見を該当する論点の項目に合わせて事務局側で整理したものでありまして、論点に対するご意見としてここに整理できなかったものは、表の中には入れておりません。今回の検討会でさらにご意見をいただいた上で、名古屋議定書や関連する国際的な約束に関する国際的な議論や、法制的な観点、関連する事実関係などを踏まえまして、今後、この表を再整理していくことを考えております。なお、第 1 回検討会の議事要旨につきましては、皆様にいまご確認いただいているところですが、後ほど環境省のホームページで公開させていただきます。事務局の作業の遅れで今回の検討会で配付できなかったことをお詫び申し上げます。

次に、論点の内容についてご説明いたします。

まず、(1)の遵守に関する国内措置ですけれども、国際動向について情報収集しほかの先進国と整合性のある遵守措置を検討すべきというご意見や、利用者が容易に対応できるよう、簡素で実際的なものにすべきというご意見などがございました。また、炭田委員からご紹介いただきました解説書などにつきましては、第 3 回の検討会でご紹介したいと考えております。

次に、論点(2)遵守に関する国内措置の適用範囲でございます。 の適用の前提ですけれども、提供国が ABS 国内法令等によって議定書 6 条 3 を実施し、ABS クリアリングハウスに公開されている場合に限定すべきというご意見などがございました。次に、 の適用の時期ですけれども、論点の文章を明確化するために、「議定書が国際的に発効し、」というふうに、「国際的に」と論点の文章のところに追加いたしました。また、提供国においても議定書が発効し、ABS 国内法令を施行した後に取得した遺伝資源に限定すべきというご意見がございました。次に、 番の適用の対象についてでございます。第 1 回の検討会のご意見を踏まえまして、論点の文章を修正しております。「仲介者を介して取得する場合」とし、「具体的に適用対象、或いは適用対象の除外については、どのようなもの、どのような場合を検討すべきか」と追記しております。いただいたご意見の中身ですけれども、遺伝資源、遺伝資源の利用、派生物の所有権などについて認識共有すべきというご意見や、これらについて、既に一定の考えを持って対応しているとのご意見がございました。また、バイオ産業界からの要望書の中では、ヒトの遺伝資

源は除外されていると解釈すべきというご意見がございました。コモディティにつきましては、「原則として」対象外とし、原則でない例外的な場合を整理すべきというご意見と、コモディティはすべて対象として、例外的な場合を整理すべきというご意見がございました。なお、コモディティはWTOで扱われるべきとのご意見がございましたが、先ほどもお話ししたのですけれども、WTOや議定書の4条1の解釈につきましては、事務局としても事実関係を確認したいと考えております。また、「その他」のところにつきましては、商業的な利用と非商業的な利用のところですが、学术研究は対象外、あるいは、配慮した措置とすべきというご意見がございました。MATの内容に関する遵守につきまして、MATの内容に関する関与の必要はないというご意見がございました。ITPGRについては、前回の検討会では特にご意見ございませんでした。

次に、裏面に移りまして、論点(3)のチェックポイントでございます。遺伝資源の利用の監視につきましては、ABSクリアリングハウスに登録されたPIC取得状況を把握すべきというご意見や、国内的にも国際的にも説明できる措置を求める意見がございました。また、番目の情報の収集と提供ですが、自発的な連絡、必要最小限の届出、秘密情報の非公開などのご意見がございました。

次に論点(4)不履行の状況への効果的な対処ですが、の遵守につきまして、秘密情報が多いので、何をチェックするか明確化すべきとのご意見がございました。の情報要求につきましては、チェックポイントでは確認、注意、指摘をすべきというご意見や、任意の情報提供にとどめるべきというご意見、また、バイオパイラシーへの対応などの利用者に利点のある制度を検討すべき、というご意見がございました。

次に、論点(5)と(6)ですが、前回は時間の関係上議論できませんでしたが、こちらに該当すると思われるご意見を、事務局のほうで記載しております。(5)遺伝資源等への主権の行使の必要性についてですが、前回ご欠席の鈴木(睦)委員から、学术研究の観点から国内PICの必要性は感じないというご意見をいただいております。次に、論点(6)その他ですが、利用者が自らとるべき対応につきましては、他者から遺伝資源を受け取る際には、PIC、MATを書面で確実に確認してから入手すべき、というご意見がございました。また、適正な利用の推進につきまして、前回、炭田委員からご説明いただいたJBAと経済産業省が作成している「遺伝資源へのアクセス手引」ですが、こちらは、条約に対応したものであって、議定書に対応した遵守や不遵守の国内措置には該当しないと思いますので、締約国の普及啓発措置の一つとして、こちらの論点の(6)に記載させていただいております。最後に、利用者への普及啓発ですが、議定書に基づくチェックポイントやモニタリングについても普及啓発すべきとのご意見がございました。以上でご説明を終わります。

磯崎座長 ありがとうございます。先ほども触れましたように、吉田委員のチェックポイントに関する先ほどの発言はここには必ずしも反映されていません。それから、北村委員からの枠組み的な国内法令に基づくという意見は、最初のほうの論点(1)、論点(2)に関連します。北村委員が触れたことですが、前回の議論の中では出てこなかったのですが、これまでもガイドライ的な措置をとろうとするときに、根拠になる法律がなくてもできるかどうか、それとも根拠になる法律が必要か、というような論議がありましたので、それに対する一つの答えが先ほど示されたことにもなるかと思っております。今日の新しい意見、それから、これまでの意見をまとめた形になっておりますので、ある程度整理はできたかと思っておりますが、ここからは、前回出席されていた方も含めて、論点(1)～(4)で、さらに発言、またはコメントをぜひお願いいたします。

炭田委員 先ほど磯崎委員長から、欧州企業は比較劣位に立つこと、あるいは企業間格差がつくことを避けたいと考えていると言われたように思いますが、小生の注意力の不足でポイントを聞き逃した可

能性がありますが、念のため、発言させていただきます。第1回会合の時に小生から「名古屋議定書国内実施に関するバイオ産業界の要望」という参考資料を提出いたしました。その1. と1. に書いてあることを、念のため述べさせていただきます。1. は、日本の国内遵守措置は、組織の規模や業種にかかわらず、すべての利用者が容易に対応できるように、簡潔で、かつ、実際的なものにすべきである。この「組織の規模や業種にかかわらず」という意味は、非常に大きな企業でスタッフも十分に揃っているような会社であろうと、零細企業と言われるような非常に小さな企業であろうと、両方とも格差なく対応できるような実際的なものにすべきであるという意味が込められております。また、産業セクター間の格差が生じないようにしていただきたいという思いも入っています。次に、1. は、国内遵守措置が遺伝資源の円滑な国際移動を妨げることになれば、日本企業は国際競争上不利な立場に置かれることになるから、世界の主要先進国の動向について十分情報収集を行い、日本にとって貿易上の不利にならない措置を検討することが必要であるということです。ご参考まで。

磯崎座長 その観点で EU はもう少し狭いことを言っています。明確な法律に基づく措置をとろうとしているいくつかの先進国があるときにそれと比べて不利にならないように、それから、提供者・提供国がある程度法制度に基づく国内措置をとっている国のほうを選んでしまうことを考えたときにはそこで不利にならないように、一部の企業から一番厳しいまたはある程度厳しい国と同じレベルのものを定める必要があるのではないか、という意見があったという趣旨です。そのほか、いかがですか。

鈴木(睦)委員 論点(2)の の ITPGR-FA との関係で、まだ意見が出ていないという話ですので。

ITPGR-FA 自身はすごくすばらしいものなのですが、名古屋議定書の遺伝資源との境界線はどうするかというところが若干不明確なように思います。ITPGR-FA のクロップリストに入っているものをもらって、出た利益の何%かを FAO に出すというシステムが基本だと思うのですが、クロップリストに入っていないものはどうするか、また、クロップリストに入っているものの農業の利用以外のものは除外されると思うのですが、境界領域自身もあると思いますし、大学が使うときはこの ITPGR-FA に大学が使ったときの利益の還元の方法と、また若干まだまだ整理が必要なものがあります。私の意見としまして、ITPGR-FA の関連というもので、遺伝資源との境界に関して、明確に具体的に考えるべきだということを出させていただきたいと思っています。

磯崎座長 関連して、寺田委員から、ITPGR と育種とのかかわりということですが。

寺田委員 はい。資料として、カボチャの絵の描いてある「植物育種と利益配分」と、ITPGR-FA 関係で「植物育種の特徴と ABS」と書いてある2枚を準備致しました。まず、カボチャの絵の描いてある「植物育種と利益配分」について、植物育種のバックグラウンドを説明させていただきまして、その上で、ITPGR-FA と CBD の関係を少しご説明させていただきたいと思います。

カボチャの絵で描きましたけれども、「市販品種」と書いてある A1 の記号の系統に、遺伝資源か遺伝素材か定かではないのですが、図中の W1 の記号の野生種の系統を原産国から輸入しまして、まず交配します。市販のカボチャ A1 を、1 回ではなくて何回も得られた子孫に交配していくとだんだんと得られる子孫が市販の品種 A1 に近づいてきて、右に描いてある顔みたいな模様のあるカボチャの例えばまずくて小さいとのような性質から、だんだん市販品種の持っているおいしくて食べやすいというような性質が強くなっていくわけですね。まず育種計画を考えて、いまのハロウィーンの時期に備えて、顔みたいな模様を市販のカボチャに入れようという企画があったときに、原産国に行ってそういう模様のあるカボチャを見つけてきて育種によって新品種にその形質を入れるというような形に実際にはなるわけですね。そうした場合には、ここで書いてあるように、その遺伝素材 W1 を使うのは一番初めの 1 回限りで、それから何回も別にその素材 W1 を使うわけではなくて、その遺伝素材 W1 から得られた血

を引いた子孫をどんどん使っていくという形になるわけです。その W1 の横に、更に W3 とか W2 とかの記号の遺伝素材が書いていますけれども、それ以外の遺伝素材もいろいろ使っていくって違う性質をいろいろ入れていくことを繰り返していくのが育種でございます。それから考えますと、一番下のほうに赤いろうそくのついた CV1 という市販品種が描いていますが、そういうのが新しい品種として出てきた場合に、その CV1 には、いろいろな野生種というか、W1 と書いたような、ちょっと市販ではないようないくつかの遺伝素材を使うのと、市販品種もいくつも使っていくということが植物育種では通常良く行われるわけですね。そうした場合に、新しくできた品種 CV1 というのは、結局、原産国の権利というのはどういう形になるのか。オリジナルの一番初めに使った野生種 W1 というものや、W3 とか W2 とかいうものと品種 CV1 というのは明らかに違っているわけなので、品種 CV1 の販売は、遺伝資源そのものの利用ではないとは思いますが、この品種 CV1 について原産国の権利をどのように扱うべきなのかが名古屋議定書では不明確と思われま。派生物や子孫という場合には、どのように扱うかは非常に不明確でございますし、途中で得られた中間的な遺伝素材みたいなものも、原産国からすれば、遺伝資源の利用に当たるのかとか、いろいろ不明確な点が CBD ではいろいろあるわけですね。しかも、このいくつもの遺伝素材を使うのですけれども、それを二国間協定で PIC をとってやっていたりすると、いくつも PIC をとって行って、それが全部原産国の権利に当たるとすると、品種 CV1 を市販したときに全部それを利益配分するというようになってくると、例えば 1% ずつ払うにしても、それだけですごい金額になってしまうというような不都合な面があるのをどうするのが大きな問題となります。遺伝資源というのは何なのか、遺伝資源の利用というのは何なのかということが、非常に重要になるわけです。市販品種を使うにしても、この育成に遺伝資源が利用されており、市販品種の育種利用が遺伝資源の目的外利用とみなされて、これも利益配分の対象になるということになると、さらに非常にたくさんのお金が必要になってくるということになります。

それからもう一つ、種苗業者は、この CV1 を買う第三者としての立場に立つことが多くあります。我々が市販品種 CV1 を買って自分たちの新しい育種に使おうとした場合に、CV1 の上に書いてある、どのようにできたかの育成経過は企業秘密なので品種 CV1 を見ただけでは野生種 W1, W2 及び / 又は W3 などが係っているのかどうなのかわからないわけですね。わからないのですけれども、実際には原産国の権利がかかっているとなってくると、本来、遡っていろいろ調べていかなければいけないですし、一番初めに描いてある A1 という市販品種についても遺伝資源を使っているということになりますと、遡って更にずっと古く of 育成経過を調べないと利用された遺伝資源についての利益配分について、何もわからないということになってしまいますので、遺伝資源の定義が何かかわからないと、PIC や MAT を得るにしても、とるべきなのか要らないのかかわからないことになるという、植物育種の場合、複雑な状況にあるということをご理解いただきたいと思ひます。その上で、別の資料「植物育種の特徴と ABS」を見ていただきたいのですが、ITPGRFA というようなものは、先ほど鈴木委員からお話がありましたように、裏のスライド 5 のところに「クロップリスト」というリストが書いてありますが、すべての作物について対象となっているわけではなくて、このクロップリストに書かれているごく少数の作物が一応対象となっているわけです。そうではあるのですが、先ほどの話のように、カボチャの例を挙げましたが、すべての植物で育種というのは、このクロップリストにあるがなかろうがこのような複雑な問題をはらんでいるわけですね。それであるにもかかわらずクロップリストだけを対象とすると、これに含まれていないトウガラシやトマトなどの育種をするときに、どうしたらいいのだという問題が生じます。そのため、このクロップリストに限らず、このような植物育種上の問題はすべての植物に共通ですので、幅広くすべての植物は CBD の例外に当たることにして

いただきたいというのが、私どもの考えです。特に、名古屋議定書でもクロープリストに限定するとは書いておらず、ITPGRFA を重要視するというような形で書いてございますので、ちょっと広く解釈していただきまして、植物育種はすべて例外の対象とするという形で国内法を制定していただければ幸いです。

ちょっと間違いがありまして、申し訳ございませんでしたけれども、この資料の最後の 8 枚目のスライドで生物多様性条約と ITPGRFA の比較をしているのですけれども、古い資料を見てしまいましたので、加盟国数が、CBD が 190 カ国ではなくて現在では 192 に少し増えていると思います。それから、ITPGRFA のほうも 120 ではなくて 126 に増えていると思いますので、ご訂正ください。

以上のようなところで。よろしく願いいたします。

磯崎座長 後ろのほうは、資料整理の中で触れられていなかった ITPGR 関連の意見ということですか。

外務省 ITPGR の関係で 1 点、情報提供でございますけれども、昨日行われました関係省庁の局長会議で 1 枚、名古屋議定書についての資料が配付されておりますが、それに加えまして、ITPGR についても、各省庁の局長級で申し合わせを行っております。そこでは基本的な名古屋議定書の現在の作業状況と、ITPGR の批准に向けた作業の状況を鑑みて ITPGR の作業を優先するというので、外務省としても、ITPGR についてはできるだけ早期に批准する作業をしていきたいと考えております。必要に応じて、また事務局から資料を提出していただければと考えています。

磯崎座長 そのほか、いかがでしょうか。この(1)～(4)の論点について。

炭田委員 (2)の右側の意見概要で、黒ポツ三つ目に「MAT が設定されていることの実事確認ができる情報提供が必要」とありますが、これは確か磯崎委員長が発言されたことだと思います。その上の黒ポツで「国内措置の適用対象国は、提供国の ABS 国内法令が議定書 6 条 3 を実施し、ABS-CH に公開されている場合に限定すべき」とあり、同じ 6 条 3 の(e)項に、PIC の発出および MAT の設定の確認を明記した証明書を ABS クリアリングハウスに登録するという趣旨が書かれております。上記の黒ポツ三つ目は内容的に重複するため、なくてもいいのではないかとと思いますがいかがでしょうか。この内容に異論はありませんが。

磯崎座長 6 条 3 項に基づいてそれぞれの国が (ABS 国内法令を) つくった場合で、MAT についての情報がその国内ではっきりしていればいいのですが、そうでない場合に MAT についての情報が外れる可能性があるかなど。その場合に必要が出てくるということだけです。6 条 3 の(e)項に含まれているということで、2 番目のポツには確かに入ってはいるのですが。

炭田委員 議定書に詳しくない方が、もしかして誤解するのでは、という可能性を避けるため申し上げました。

外務省 外務省の地球環境課長の杉中と申しますけれども、外務省としては、条約の担保という観点から、国内措置が条約をちゃんと担保されているかをきちんと説明できるものである必要があると考えています。それと、いま言われた話は、二つ目の は、制度としての提供国の国内担保措置が、ABS クリアリングハウスを通じてシェアされていると、これは非常に重要なことでございますけれども、やはり担保した場合には、可能性的にはあまり日本としてはないと思うのですけれども、制度があっても、PIC 及び MAT をとらないでアクセスして日本に持ってきている場合はやはり考えなければいけないと思います。そういう意味では、ちゃんと制度があった上で、きっちり PIC 及び MAT をとった上で、遺伝資源を利用しているということを確認できるという意味で、三つ目の というのは必要なのではないかと我々としては考えております。

磯崎座長 そのほかのご意見、いかがですか。(1)～(4)全体に関連して。

二村委員 (2)の適用の時期についてですが、前回もちょっと申し上げたと思いますけれども、まず名古屋議定書が発効し、それから日本の国内措置が整って、なおかつ提供国の国内措置が整ってということになりますと、実際的に運用が始まるのが、ずっと先になってしまう国が現実的にはたくさんあると思うのです。それ以前に、例えばバイオインダストリー協会さんのほうで手引書を出されていて、ボン・ガイドライン等に従ってしっかりやろうと努力されている企業さんの扱っているものは、各チェックポイントで対象外になってしまう感じがするのです。もし問題が生じたとしても、資源国側は国内措置が完了していませんのでこちらでは扱う必要がないと言って突っぱねることもできるわけですが、実際に問題が生じ議論が出てくる数のほうが、適用できる範囲よりも非常に多いような、そもそもこのモニタリングというか、チェックポイントとして、国内措置で何とかしようとしていることがアンバランスな感じがして、先ほど国際競争力の話がされていましたけれども、日本は要するに国内措置でカバーする部分が非常に限定的なものであって、「ちょっと問題があるので、これ、何とかしてください」という話をしたときに、「いや、それはおたくが国内措置を準備できていませんので、うちは対象外です」と言って蹴るようなケースが増えてしまうと、日本の競争力が逆に下がってしまうのではないかと私は感じるのですけれども、いかがでしょうか。

磯崎座長 ここでの議論は最初にもちょっと触れたように、議定書上の義務に対し日本としてどんな国内措置をとるかの話をしているのです。確かにそこから外れる場合にどうするか。これは名古屋議定書上の義務だから何をするかだけではなくて、必ずしも議定書が義務づけていないこと、あるいは生物多様性条約上も義務ではないが、生物多様性条約や名古屋議定書の精神からして、義務としての行為や手続のほかに、何かしたほうがいいのではないかと趣旨と整理していいですか。

二村委員 はい。

磯崎座長 そうすると、おそらくそれは、後ろの(6)番とかのほうでも同じような形で議論ができるのではないかと思います。

炭田委員 前回、私から「名古屋議定書を理解するための図」という紙で二村委員のいわれたような状況をご説明したつもりです。この状況は、生物多様性条約という1階建ての大きな建物の上に、名古屋議定書という2階部分を建て増そうとしている場合に生じる状況に例えられます。名古屋議定書に基づくチェックポイント等々の利用国の国内遵守措置発動の対象は、名古屋議定書を批准してその権利・義務関係を満足させる措置を実施した加盟国間での約束事である、という整理になると思います。名古屋議定書を批准したが、その権利・義務関係を満足させる措置をいまだ取っていない国は、利用国の国内遵守措置の発動の対象とはならず、そのような措置をとるまでの期間は生物多様性条約上の権利・義務関係に従うことにならざるを得ないと思います。しかし、経済産業省とバイオインダストリー協会がつくった「アクセス手引」というガイドラインは、このような状況にも「自発的な国内遵守措置」として活用できます。つまり、相手国が議定書に基づくABS国内法を設置していなくても、企業等の利用者は、既存の法令の中で提供国政府の関連部署と相談して、実質上の事前了解を得るように推奨されます。ですから、名古屋議定書の発効以降において、日本はいまの「アクセス手引」、および、今後策定されるであろう「国内遵守措置」の2本立て方式を採用することにより、(磯崎委員長の言われた)国内遵守措置から外れる場合に対しても、対応が可能となります。議定書加盟国(2階部分)および議定書加盟国であるが義務の未実施国プラス生物多様性条約加盟国(1階部分)に対しては、それぞれ、国内遵守措置および「アクセス手引」で対応してゆける。二村委員の懸念されている部分については、日本では「アクセス手引」が有用なツールとなると考えます。

西澤委員 私は、枠組みをつくるのはいいのですが、できるだけゆるゆるにつくってほしいと考えています。PIC や MAT があるということが前提というのはいいいのですが、それは、当事者間の合意に基づいてつくられたもので、それが基本ですよね。それがあることを確認するのはいいんですけど、その中身まで立ち入って、一々、条項的に不足があると指摘することはしてほしくないと思っています。だから、あるかないかだけ確認するという程度におさめてもらいたい。枠組みをつくるのだったら、いま曖昧な点が結構あるので、それを明らかにする意味でつくってもらいたいと思います。あとは、何か事が起こったとしても、普通は起こっていないのですが、結局責任をとるのは企業なので、企業がそんなばかなことをやるとは思えないので、あまりきつい制限をつくっても意味ないと思います。

磯崎座長 西澤さん、いまのは MAT についてですね。

西澤委員 PIC についてではないです。MAT についてです。

磯崎座長 MAT ですね。

西澤委員 ええ。PIC について言えば、いま実際資源を入手している国であっても、国内法がないから PIC がとれないというところがあるのですよね。だけでも、契約相手が行政機関に確認して、契約してもいいということは確認していますから、一応あるのに相当すると考えています。

鈴木(健)委員 私、NITE で微生物のカルチャーコレクションをやっております鈴木と申します。私は、法律は聞いていてわかるのですが、現実となかなか結びつかないところがありまして、例えばこのような資源の移転を実際に管理というか、法律で規制したときに結びつけられるかどうか非常に心配なところがあって、例えば、私ども微生物という目に見えないものを扱っていますけれども、それが実際にどこにあって、どこに移ったということに関しては、ある意味二つある。一つは、それを誰かが鑑定書みたいにアサインした文書にすること、もう一つはそれ自身を移転していわゆるコレクションからコレクションとか、研究者へという移転は物と紙で動いていったことをむしろ紙のほうがやっていくことになる。そのときに、先ほど西澤さんがおっしゃったような心配について、例えばユーザーの皆さんが一番心配しているのは、自分がしたことをちゃんと人に説明できるかどうかということになると思うのですね。そのようなときに、あの資源は誰がそのものとしてアサインして、どうなったかということ、どこでやるか。ある意味、自分が想像するに、昔の特許で係争になったときに相当したときに、それに対する文書的なもの、また物としての証拠というものがどのように出せるかということがバックにあって、それによって、むしろユーザーの方々が安心して使ってもらえるようなものを踏まえた上で法律でありガイドライン、どちらがいいと言っているわけではないのですが、それがなければかってユーザーの方々は警戒して、例えば海外のものを使わないとか、生物資源自身から遠ざかることになってしまうかと思います。そういう意味でいえば、私どもは自分の仕事からして、ある意味、保証するプロセスというものがあって、それが実際の移転や、しかもそれが海外に対しても有効なものとなることによって、国内の移転も含めバックがあって、ガイドラインや何かが機能するかどうか、または、それによって、海外にも同じような施設があつたりするわけですから、うまく機能を合わせていくことによって、積極的に利用しようと思わせる体制にして、そういう制度をつくっていったら、自分たちもその存在意義を出したいということがあるのですけれども、その立場の中に、できること、できないことをはっきりさせて、法律とハーモナイズさせていく必要があるのかなと考えます。

磯崎座長 ありがとうございます。時間との関係もあるのですが、その他の方、よろしいでしょうか。

(はい)

磯崎座長 そうしましたら、ここで何かを決めてしまうということではありませんので、(1)～(4)についての論点は、第3回などでも議論ができるかと思います。大体、論点(1)～(4)について、さ

まざまな意見がそろったような気はします。

もう一度、気のついたところだけで整理しますと、15条1項に基づいて、必要なのは、国がどういう措置をとるかということなので、民間ガイドラインを活用する場合も、その前提となる何かは国の措置ということが必要であって、それについて考えないといけないということと、それから、最初に前回の議論との関係でちょっと触れたところなのですが、提供国が主権的権利のもとでABSについて定めます。その中身については利用国で変えることができないという制約があります。ただし、議定書の第3条でつけられている枠や制限に限定されるので、第3条の外にあるものについては対象にしなくてもいい。具体的には、遺伝資源でないものと議定書発効以前のものです。

それから、第4条との関連で、明確に除外できるもの。この場合は、ITPGRのMLSに乗って動いている植物遺伝資源で、しかも利用が農業・食料用で育種に限定されるということです。これが除外されるというのはいいのですが、これは鈴木（睦）委員が触れていたように、同じものであっても、農業・食料用でない目的で使う、または、育種のためではない目的で使うというときは、対象にならないけど、その見極め、区別をどうするのかという、法技術的、行政技術的問題が残ります。その問題は、前回からずっと議論されている目的変更の場合、食料品として輸入されたものを遺伝資源として使うというときどうやって区別できるか、はっきり見つけることができるかという問題とも絡んでいきます。

それから、ITPGRで、寺田委員からのパワーポイントでも説明があったのですが、1点、指摘しておきたいのが、ITPGR-MLSは、できるだけスムーズに、簡易な手続で利用がフリーに行えるようにするという目的と、それから、もう一つ、BSという目的、その二つを同時に実現しているメカニズムになります。しかし、CBD、それから名古屋議定書の場合は、フリーに使うという目的のほうは、入っていないというか、条約の15条2項で、「ファシリテートをする」という言い方にとどまります。ITPGRは、排他的な権利制限をかけない限り自由に使え、排他的権利制限がかけられていないときは、BSの義務がないというメカニズムです。一番ベースの考え方がITPGR-MLSで、そのもとのABS制度は、CBDとはかなり違って同列に見ることはできません。名古屋議定書の交渉段階で、ITPGRのMLSと同じような制度を名古屋議定書のもとでつくるべきだという交渉は初期の段階ではあったのですが、後半の段階はその論点はほとんど議論されなくなっていましたので、そこにこの二つの制度で大きな違いがあるかと思えます。

もう一つは、議定書の第8条が定めている考慮要件に該当する場合です。具体的には、科学目的・学術目的や、医薬、食糧安全というような、考慮項目は入っているのですけれども、最終的には、それぞれの国が国内法で決める、となっています。このとき、やはり法技術的にどう対応すべきかという論点が残ってしまいます。スイスの事例でもありましたけれども、学术研究についてある程度簡易な制度にしてしまうという場合、その区別を認めない国内法を持っている提供国との間でどう考えたらいいのかという問題が残ります。もしその提供国が国内法に違反するという事で違反のための手続をとり、その手続について15条3項に基づいて利用国に国際協力を求めてきた場合、どうしたらいいのかという問題が残ります。これも、先ほどの除外の範囲、それから目的変更の場合と似たような法技術的な考え方でクリアできるかもしれません。特に第8条関連では、そうした論点も残って、日本国内でチェックポイントやモニタリングからもし外したとしても、提供国から法律違反で訴えられたりすると、元も子もなくなりますので、そのあたりについての判断もしていく必要があるかと思えます。

それでは次の議題ですが、論点(5)、これは国内PICですね。日本自身が日本の遺伝資源に対してどう対応すべきかということですが、この点についてご意見をお伺いいたします。

炭田委員 「アクセス手引」のことで補足説明をさせていただきます。(6)の二つ目のところの上の に、

条約に基づく措置として日本には既にガイドラインである「アクセス手引」があります。より正確に言いますと、これは「条約に基づく」のみならず、「条約および名古屋議定書に基づくもの」です。前回、配付させていただきました「アクセス手引」第2版は2012年3月に出したもので、主要なセクションは、生物多様性条約および名古屋議定書双方の関連条項を反映させております。「遵守」というセクションでは100%名古屋議定書に基づくことが書いてあります。名古屋議定書はまだ発効しておりませんので一種のガイドラインとみなしました。また、名古屋議定書については意味の曖昧な部分もありますのでこれには深入りせず、現時点で明白と思われる点を反映させております。「アクセス手引」は、「条約および名古屋議定書双方に基づくものである」ということをお含みおきくだされば幸いです。

磯崎座長 論点(5)の国内の遺伝資源についてどう対処すべきかですが。

外務省 先ほどと同じく、条約を批准するに当たって必要なことについて、外務省としての立場をご説明させていただきたいのですけれども、当然のことながら条約を批准するに当たっては、15条から17条だけではなくて、すべての条項について日本としてどのように対応するか、担保の方法についてきちんと説明できることが必要だと。その意味では、国内PICにつきましても、日本としてどのような対応をするのか。フリーアクセスにするのか、提供国として導入するのかを決定した上でなければ批准できない。ただ、一部議論があったのは、そこは検討事項としてとりあえず批准するというような意見も聞いたことはあるのですけれども、そういったことは批准するに当たってはできないので、日本としての立場を定める必要があります。そういった意味では、国内PICを国外に向かってどうするのかということについて、行政の間だけで決めるというのは難しく、国民として日本の遺伝資源を外部からアクセスするときに、手続を要求するのかということについては、国民全体での議論が必要ではないかと。それが、先ほど最初に説明した関係局長会議の2番の文言となっているということでございます。

鈴木(睦)委員 学術の立場、大学での研究の立場で話をさせていただきます。国内PICにおきまして、海外とのサンプルのやりとりを考えますと、学術の範囲においては、今日パワーポイントで説明したように、いかに早く、いかにスムーズにというのが必要になりますので、政府の了解が必要になりますと時間がかかり研究の阻害要因となる。実際問題、学術において国内にある遺伝資源のライブラリー、微生物、動物、植物、作物などの運用が制限されると、国際的な学術活動に大きい影響を及ぼしますし、これはアメリカが入っておりませんので、アメリカとの基礎研究の競争ということに関しても阻害要因にもなりますので、学術の世界の国際競争力、また、国際協力関係を発展していくときに、それを阻害する制度をつくることは、研究上の慣行、研究者のコミュニティで研究者のコミュニティの歴史というのは長いものでありますので、研究者コミュニティでいろいろな決まり事、慣行などが決まっております。例えば微生物でしたら、論文を出したときにいくつか出さなきゃいけないとか、ITPGRはもう決まっていると、それを阻害するという話も先ほどあったのと似たトーンで、研究者のコミュニティの慣行があるということは理解していただきたいなと思ひまして、そういうもの等を考えたときに、国内PICというのは特に必要なく、フリーアクセスがいいのではないかと。学術の立場、大学の研究の立場に立ってみると、国内PIC制度の必要性は感じないというのが私の意見です。

磯崎座長 いま鈴木(睦)さんが途中でちらっと触れていたのは、ブダペスト条約の菌類の国際寄託に関する制度のことですね。

鈴木(睦)委員 はい。

吉田委員 私は、国内PICに関しては、全面的ではないのですけれども何かの芽出しは必要なのではないかという立場でお話したいと思うのですけれども、先ほど杉中課長から、関係省庁連絡会議の中で、国民に開かれた議論を行うということが書かれてということのお話ございましたけれども、これは非

常に大事だと思うのです。つまり、その前の一つ目では、「可能な限り早期の締約に向け」ということが書いてありますので、国内法の整備などで非常に時間がかかるために、そこが足を引っ張って早期の締約ができなくなるということになるとやっぱり問題かとは思いますが、私が最初の発言のときに申し上げたように、この ABS という問題は保護地域の中に非常に有用な遺伝資源があって、それが本来、保護地域の発展、特に途上国の保護地域の発展というものに役に立つのではないかとこのところから出てきたものでございます。そういったことを考えますと、必ずしも遺伝資源の有用なものが保護地域の中にあるだけではなくて、普通のところにもあつたりするのだらうと思うのですけども、全面的にはなくても、例えば国内法上、何か対応が可能な国立公園の特別保護地区だとか、自然環境保全地域とか、何らかの形で少し改正を行うだけで対応可能なところについて、芽出しとして国内 PIC を制定すると。これが海外でも、相互にやられてきた場合には、その後運用を考えていけばいいと思うのですけれども、もうほかの国でも動いてしまってから日本で始めるのは非常に難しいという状況になるのは、避けるべきではないかなと思います。

磯崎座長 ほかの方で、国内 PIC については。

藤井委員 製薬協は、研究開発型企業の集まりということで、やはり海外の製薬企業と競争していますので、そういう意味では、国内 PIC はないほうがいいという意見が多いのが事実です。例えば絶滅危惧種というようなものについてであれば、別に法律をつくるとか、先ほども少し出てきましたけれども、国立公園のようなところであれば、別の法律とか、いくつか対応できる部分もあるだらうと考えていますので、例えば自分の家の庭の土を持ってきて、一々 PIC というのは、そういうことを製薬企業がやっていると、競争力を削がれるもとなるのではないかと考えています。ただ、やはり一部の方から、少し危惧が出ているというのは事実です。危惧を持っている方が少数ながらいるのは事実で、ただ、そういう方の要望としては、例えば、極めて簡便で、企業として一括して PIC をとるとするような、何かそういう制度、包括的な PIC みたいなものを考えてはどうかという意見が、多少出ていたという事実はあります。

浅間委員 国内 PIC というか、先ほどいろいろな議論の中で、ここにもいろんな形で「遺伝資源等」という書き方をしているのですけれども、おそらくこの「等」というところの部分は、遺伝資源にかかわる伝統知識の部分についてのことだと思います。実はいままでの議論の中で、遺伝資源の定義はしっかりしているけれども、解釈についてはいろいろなところがあって非常に難しいと言われている中で、伝統的知識についてはさらに難しい状況でして、本当にその伝統的知識というものは何を指すのか自体も、まだしっかりとした議論ができていない状況でございます。そういった状況の中で、国内 PIC を考えますと、例えば我が国に伝承されてきた伝統的な薬用植物の知識などについては、例えばこれは医薬品として扱うにはただ単にそういう知恵があるから医薬品になるのではなくて、きちんとしたエビデンスに基づいた形の中で医薬品となってきますので、特に国内 PIC ということがなくても、しっかりとしたルールの中で医薬品になってきますので、国内 PIC というような考え方はあまりそぐわないのだと思います。ただし、注意しなければいけないのは、この薬用植物に関する知識というのは東アジア全体で非常に類似性が高い部分がございますので、日本だけの中ではそういったルールでいいのかもしれないのですけれども、相手先国、外国から見た場合には、それは自分たちのものではないですかと言われる可能性もあるので、実は国内 PIC の整備については、ある程度の枠でそういったところを守っていただきたいなという気もします。ただ、最初に申しましたとおり、伝統的知識自体の解釈がよくわかっていませんので、実はそこについて解決の方法があるのかどうか、いま現在、正確な意見は言えないところでございますけれども、一応そういったことがあるということをお述べさせていただきます。

磯崎座長 ありがとうございます。

外務省 いまの議論について、何個かの要素が混乱して入っているのではないかと思いますのは、まず締約国としての6条等に定める措置を導入するというのは、日本にある遺伝資源を海外からアクセスするときにPIC、MATを要求するかという話であって、それが国内の競争力とか、国内事業者に対してすぐ過大な負担になるという議論とはちょっと違うのではないかと思います。ちなみに、アメリカにつきましても、アメリカはCBDには入っていないわけですから、そこの遺伝資源を利用するのに対して特別の要求をされることはありませんし、アメリカの事業者についても、ほかの国が名古屋議定書に基づいて国内措置でPICとMATを要求するという法を施行すれば、それに従わなければならないので、まずはそれが競争力というのは、その後のいろんな国内の中での制度をどうするのかという議論はあるとは思いますが、まずは議定書をどのように批准していくかというときには、その議論とは分けて考える必要があるのではないかと。まず考えなければならないのは、海外から日本の遺伝資源にアクセスするときについて、PICなりを要求するのかどうなのか。それとも、世界の人に対して自由に使えるようにするのかということを決める必要があるということでございます。

藤井委員 私の理解では、海外にそのような義務を課したら、当然、日本人も同じ義務を負うという前提の上で、先ほどのような話をさせていただいたのですけれども、要は、差別というか、区別というか、そういうことはあり得るという理解でいいのですか。

外務省 まさにWTOとかで内国民待遇というような話は議論になるとは思いますけれども、まず、そこも含めて議論をする必要があると思いますけれども、まず条約で求めている議論については、日本中の資源を持ち出すに当たってどういう手続を要求するか、手続を要求するのかどうかということをもまず判断する必要があると考えていますので、その後の国内制度設計に基づいて課される義務というのは条約を批准するに当たっての義務とは違うものだということは認識する必要があると思います。

磯崎座長 いま、藤井さんとの間で論議になっていますが、これは議定書の条文交渉でもかなり大きな問題になって、「差別しない」という用語を先進諸国が入れようとして、大分もめた。その「差別なしで」という用語は、議定書の6条からは外れていて、透明性というような形にはなっているのですが、一部の開発途上国でその国の国籍を有する人または企業をある程度優遇するシステムがとられている国もあります。そのような形で外国企業が不利益になるようなことを避けよと、実は日本も交渉段階で主張をしていた経緯があります。この論点について、法律の分野でも議論をされたことがあるのですが、自国民や自国企業を優先するような手続を入れた場合に、ダミーを使われるとほとんど同じになってしまうのであまりぎりぎり議論する意味もないのではないかとというような論点も出されていたことがあります。いずれにしろ、最終的に自国民、自国企業に対して区別した扱いをするかどうか含めて、大きな決定がされた後に法技術論的に考えていかなければいけない論点ではあるかと思います。

炭田委員 国内資源へのアクセスを規制するのが賢いか否かについては慎重に対応すべきと考えます。仮に規制すべしという議論を想定すると、必ず、内外無差別か、内外差別かという問題が浮上します。われわれは、まず、「日本は科学と技術革新を立国の基礎とする国である」という観点を念頭に置く必要があると信じます。現実問題として、日本人が海外遺伝資源を使いたいと思っても、各国が主権を持っているという厳然とした限界がありますが、日本国内の遺伝資源については日本国自身が決めることが出来る。日本は生物多様性のかなり豊富な国だから、海外資源へのアクセスができず非常に困った場合には、国内の遺伝資源を丹念に探索すれば何とかしのげるかもしれない。だから、国内資源への円滑なアクセスを確保することは日本にとって戦略的に重要です。

まず、初めに、内外無差別の観点から考えます。仮に、日本が不用意に内外無差別のアクセス規制を

しいてしまうと、几帳面な日本人の国民性からいって、日本の当局は日本人研究者の箸の上げ下げまで干渉する可能性がある。JBA は 1996 年ぐらいから ABS 問題に取り組んできましたので、例えばフィリピンが 1995 年に世界ではじめて ABS 規制の大統領令をつくって 1996 年から施行した時に何がおこったかを観察する機会がありました。フィリピンでの法制化をアドバイスしたのが主に欧米 NGO 等の専門家であったためか、フィリピンは内外無差別の規制制度をとった。しかも厳しい規制であった。例えていえば、自宅の裏庭の土から微生物を採取するためには、政府の許可が必要である、というようなことが起こった。真っ先に大きな悲鳴があがったのは国内の学界の研究者からです。もしも、日本において国内規制による自縄自縛で国内遺伝資源が自由に使えなくなり、他方、海外の遺伝資源は資源国に囲い込まれて利用できない状態になったら、日本のバイオサイエンスとバイオ産業の息の根がとめられるおそれがあります。

次に、内外差別の観点から考えます。COP10 に至る国際交渉過程で、先進国は内外無差別を主張し、途上国は内外差別を主張しました。例えば、インドは厳しい ABS 国内法を 2002 年につくり、明らかに内外差別をしています。インド企業に外国資本が入っていれば外国企業とみなされる。議定書に至る交渉過程で、EU や日本等の先進国は内外無差別を強く主張しましたが、途上国は当然、これに反対した。結局は、名古屋議定書では「恣意的な扱いはしない」という程度のぼんやりした文言になった。EU 当局は域内遺伝資源へのアクセス規制をしないと最近も公表しています。このような経緯をふまえると、仮に日本が国内資源への内外差別の規制をしようとしたら、先進国との科学技術や産業分野における協力関係が損なわれる懸念があります。これは、「日本は科学と技術革新を立国の基礎とする国である」という観点から考えると深刻な問題です。

内外無差別、差別を問わず、日本国内の遺伝資源へのアクセス規制は、日本にとって裏目に出る可能性があります。したがって、日本の国内資源へのアクセスのあり方については、まず、いろいろな基礎情報を集めて整理し、他国の失敗からも教訓を学ぶ等の過程を忍耐強く積み重ねながら、慎重に議論すべきと思います。

磯崎座長 そのほかの論点は、どうでしょうか。日本の遺伝資源についてどうするかという論点です。よろしいですか。大体、確かに論点は出たような感じですが。

(なし)

磯崎座長 そうしましたら、先ほど既に炭田委員が次の(6)番について、いわゆるアクセス手引の話も触れていますが、そのほか、どうでしょうか。

鈴木(睦)委員 最初にパワーポイントをお見せし最後のところが今回の論点(6)と予告いたしましたが、論点(6)、で、国内の利用者はどのような対応をとるべきか、適正な利用はどのようにすべきかということに関してまず話しますと、国内の利用者自身は、研究者自身がやっぱりこの CBD と名古屋議定書を意識して、非金銭的な利益配分として研究成果や論文を公表するということが大事だなと思ひまして、そうなるようにやはり啓発活動が必要だと思ひます。それで、利用者コミュニティにおける自発的な適正利用の推進に関する活動に関しましては、利用者コミュニティにおける自発的な活動が望ましいと思ひしております。啓発活動というのがすごく大事になっていきますので、どのように推進すべきかということに関しましては、我々、国立遺伝学研究所知的財産室に ABS 対策チームというのをつくらせていただきまして、実際の始動は 10 月 1 日からになります。専門家 1 名、実務者 1 名というものを専属に配置いたしまして対策チームをつくる予定です。実際に何をやるかといいますと、大学の研究者に向けた名古屋議定書に対応した遺伝資源の取り扱いに関する啓発活動、セミナー、講習会を開催いたしますし、海外からの遺伝資源の取り扱いに関する情報発信、また、大学向け

の啓発資料・ガイドラインなどを作成していきたいと思っています。また、海外からの遺伝資源の取り扱いに関する相談や意見をお聞きする窓口をつくるということで、我々の活動を紹介させていただきました。これで啓発活動をやりたいと思っています。

炭田委員 JBA では 1990 年後半から生物多様性条約の普及啓発に努めていますが、初期の数年間には苦い経験をしました。生物多様性条約 15 条に基づき、「国内法に基づき相手国から事前の同意をとること。提供者と相互に合意する条件で契約を結ぶこと」という原則を公開セミナーでみんなに説いて回りました。2002 年にボン・ガイドラインが採択された後は、条約とボン・ガイドラインに基づき、1-2 年間は同じような活動をしました。一方、現実の世界では、ABS 国内法を整備している資源国は極めて少数でした。今もあまり多くはありませんが、当時、日本企業等がお付き合いする国では少数の例外を除いては ABS 国内法がない状況であった。こういう国際環境を考慮せずに、条約の原則の遵守論だけを説いたこととなります。企業や研究者からどのような反応が起こったかという、「我々には共同研究を期限までに開始する具体的な必要がある。相手国に ABS 制度もないし、その代わりとなる情報もないのに、条約の原則を守れと言われても、そんな原則論は現実の解決策にはならない」という趣旨のお叱りを受けました。こちらは、日本の科学技術や産業が健全に発展することを願って条約の普及啓発に努めているつもりであったのですが、結果的には、「あまりややこしいことを言うのであれば、要するに海外資源にアクセスしなければいいのでしょうか」と反発されました。当方の善意のつもりでの行動が、実は、日本の科学技術の発展を阻害する効果しかなかったと反省するに至りました。この苦い体験が、実情に合った「アクセス手引」や「ABS ツール」を作る原動力となりました。ABS ツールは色々あり得ると思いますが、例えば、日本にとって重要な資源国との間で、双方の管轄省庁の了解を得た上で、両国の 2 つの公的研究機関の間で協定を結んで、円滑に遺伝資源にアクセスできるスキームの構築が 1 例として挙げられます。ABS ツールを構築した上で、それとセットにして条約遵守の普及啓発をすれば、研究者や企業にとっても相手国カウンターパートと具体的な研究協力を円滑に進めることが可能になります。ですから、大学や企業を自分の管轄下に持つ省庁の方々は、名古屋議定書の下でそういう ABS ツールをぜひ色々が開発されることをお勧めします。それとセットにして遵守措置の普及啓発を図るようにしていただきたいと思います。

それから、資料 1 の一番下に、右側の で、「条約の普及啓発は既に十分に行っているが、」の「十分に」を削除してください。我々の普及活動は、まだまだ十分でないと思っています。

小幡委員 1 点だけ、ちょっとつけ加えさせていただきたいと思います。學術の機関で外国と物をやりとりするのは、通常の作業になっています。ほとんどの場合は、マテリアル・トランスファー・アグリーメント/生物移転同意書を使って既に物のやりとりがされています。私のところでも、年間 1 万 5,000 件以上のマテリアルを取り扱って、国内・国外問わずそのマテリアルを入れるときも、寄託していただくときも、提供するときも、そのような契約を行っています。ですから、現状そういうことをやっていて、文部科学省のナショナルバイオリソースプロジェクトでも、そのような契約書を結ぶようにということを推奨していますし、強制的に実施しています。その上で、プラス、この条約、この国内法をつくる時、その上にどのようなものをつくるかと。そのときに PIC が必要なかどうかと。そういうもので守られない遺伝資源というのはどこにあるかとかを議論する必要があるのではないかと考えます。ですから、學術の機関でのリソースのやりとりというのは、途上国等と先進国、先進国同士、すべてそういうことで行われていると考えているところです。

磯崎座長 ありがとうございます。

足立委員 すべてのこと一つ一つについていま申し上げるのは差し控えたいと思うのですが、実は前回も私、急遽出席できなくなってしまったものですから、議事録と今回の論点を少し見せていただいたのですが、その中で企業の方がこういうのに取り組むときに、やはり解釈の曖昧さが大きいというのは一番困るのではないかと思うんですね。ですから、そこはまず一つ整理する必要がある。私自身、ちょっと驚くのは、この条約の解釈に関して、かなり皆さん方幅があるように思うんですね。本当にここまで読めるというものと、あるいはそれを少し超えているのではないかというようなご意見もあるように思うんですね。もちろん、これは、例えば利用する側からすると、利用のしやすさを求めてここまでというのものもあるのかもしれませんが、ぜひ、事務局の方をお願いしたいのは、「通常」という言葉が適切なのかどうか分かりませんが、この読み方の範囲として、ここまでは可能だけれども、これをここまで読んでこういう解釈をしてしまうのはやや超えてしまうのかなという、そういう範囲というのがないとそこから外れたところでいくら議論をしても、これは条約あるいは議定書の本質と逸脱してしまったものになると思うんですね。それはやはり避けなければいけないだろうというのが一つです。

あと、もう一つは、皆さん方のご意見を見ますと、企業あるいは研究機関の方でも、利用のしやすさ、産業なり研究なりが円滑に行われるということ、それを目指しているというのは非常によくわかるのですが、一方で、特に企業などの立場からした場合、利用しやすいということと同時にどれだけ自分たちの将来的なリスクを管理できるかということも非常に大きな論点ではないかと思うんですね。例えば、日本の制度としてはこれでカバーできているはずだったのに、逆にそれが、将来、そこにもし万一漏れのようなもの、あるいは先ほどの解釈に関して、解釈の幅が非常に大きくて、それによって将来的なリスクを見逃してしまうということになると、結局何のためのチェックポイントなのか、チェックポイントがあって、自分たちはこれでもうリスクは回避できている、マネージできていると思ったのに、できなくなってしまうというのはデメリットなのではないかと思うんですね。そういう意味で、もちろん私も、煩雑な手続やハードルをいらずに高くする必要は全くないと思っていますけれども、少なくともここまではきちんと管理することによって、あとは安心できるような制度が望まれると思っています。

やや全体的な感想めいたものになってしまいましたけれども、その2点を指摘したいと思います。

磯崎座長 ありがとうございます。

丸山委員 やはりこういったものは、特に食品産業の場合には、中小企業、零細企業が主体となっております。対応できる人材的にも不足しているところがあります。そういう面で、わかりやすく、使いやすい、利用しやすい、ということが一番重要だと思います。国内の遺伝資源に対するアクセスをフリーにするのではなく、何らかの届出制度を設置することになるのであれば、できるだけ簡易で分かりやすい方法で、一つ一つ細かいところまできっちりと決めるのではなくて、業界や分野ごとに細分化されていないような包括的な制度で対応できると非常にやりやすいのではないかと思います。

磯崎座長 そのほかの論点、(6)番に限定せずに全体でも構わないですが、いかがですか。

寺田委員 (2)の適用の対象についてのコモディティの問題で、前は、コモディティについて、ポジティブリストかネガティブリストを設定するかどうかという話を次回に持ち込むという話だったと思うのですが、それは討議されないのでしょうか。

磯崎座長 今日までで全部を結論出すわけではない先ほど申し上げましたので、時間の範囲内で、何かあればいま出していただいても結構です。

寺田委員 先ほど申し上げたように、植物では市販品種がコモディティかどうかということでもかなり大きな影響がありますので、定義がはっきりしないのであれば、この市販品種は、植物の場合、育種に

使っても利益配分の対象に当たらないことをはっきりさせるか、あるいは、そもそも植物全体の育種利用が ITPGR-FA の関係で CBD・名古屋議定書による国内措置の例外に当たり、これについては ITPGRFA のシステムが利用されるようなことで、明確にさせていただけるとありがたいのですが、どうでしょうか。

磯崎座長 そのほか、あるいは、いまの論点について、ほかの委員の方で、どうでしょうか。

二村委員 先ほど寺田さんにご説明いただいた限りでは、育種に使われるものというのは、過去、慣用的にそういうふうに使われているものであって、それを取引する場合にも、そういうものが既に目的として入っているものであると考えれば、適用外にするという考え方でいいのではないかなと思うのです。それから、浅間さんがおっしゃっていた薬用植物の原料としての入手というのも、これも、その目的で入れるわけですから、コモディティとして、要するに適用外として全然問題ないのではないかなと思うんですね。前回私が申し上げたのは、そういう形で入ってきたものを、全く違う目的に使う場合というのを、一つ一つ挙げていくのは大変なので、一通り枠をかけておいた上で、例えばそういう品種改良に通常使うものであるからそれは除外しましょう。それから、薬用植物、例えば漢方薬の原料として、実際に販売しているものを原料として輸入するものに対して何ら規制をする必要はないと、こういう意見を申し上げたわけですので、確かにここでいま決めるというのは難しいと思いますけれども、おっしゃることに基本的には賛成なんですけれども、前回の発言が違うようにとられている節があるので、ちょっとその辺訂正も含めて、もう一度申し上げておきたいと思いました。

磯崎座長 前回の論議と重なっている部分があるのですが、いま二村委員が整理をしてくれたように、目的変更のときにどうするか、それから寺田委員が図でも説明されたのですが、事実上の困難性とか、区別性とか、それから、遡っていくことの難しさとか、そういう場面があるので、それに対応できるようなシステムで、これはかなり細かい話になってくると思います。それを考えないとこの議論はクリアすることができないということですので、この点も含めて次回以降で。今回は、COP11 の経緯、それからその動向も踏まえてということで、新しい情報があるかどうかですが、その新しい情報を踏まえて、次回に検討を続けたいと思います。

外務省以外の、ほかの省庁の方は、何か、よろしいですか。

(なし)

磯崎座長 そうしましたら、最後の論点との関連では、もう一つ、ITPGR のほかに UPOV と呼ばれる植物の新品種に関する条約もあって、この条約の中での議論もいま行われた論議と一部重なってきます。したがって農業・育種関連は、FAO や、いくつかのそうした知財権に関連する条約とのすり合わせも必要なことが一部含まれていますので、それについても考慮しながら、次回以降で進めていきたいと思えます。

それでは、ちょっと時間をオーバーしましたが、以上で議題のところを終えて、事務局へお返しいたします。

中澤課長補佐 本日は大変長時間にわたり、ご議論をありがとうございました。本日いただいたご意見の中で、こちらのほうからまたいろいろ情報等の提供をお願いすることがあるかもしれませんけれども、その場合はぜひご協力をお願いできればと思います。

それでは、最後に、亀澤自然環境計画課長よりご挨拶を申し上げます。

亀澤課長 本日は長時間ご議論いただきまして、大変ありがとうございました。前回に続きまして幅広くご意見をいただいたおかげで、国内措置を考える上で、どのようなところにどのような論点があるかについては、ある程度整理されてきたように思います。

国内措置に関する COP11 のサイドイベントについては、参考資料 2 でもお配りしておりますけれども、この検討会で議論をいただいた論点、あるいは、いただいたご意見をもとに、磯崎座長から発表をいただくことにしているほか、EU、スイス、ノルウェー、デンマークから、それぞれの検討状況などについて発表してもらう予定にしております。このほかにも、会議本体の中でも、各国の検討状況や締結に向けた考え方に関する情報交換も行われますので、これらを通じて、できるだけ多くの情報を収集しまして、整理をした上で、この検討会でもご紹介できるようにしたいと思います。

さらに、各省から、あるいは先生方の中でも COP11 に参加される方もいらっしゃるかと思いますけれども、各国の考え方や検討状況について情報が得られるようであれば、この検討会でご紹介いただくなど関係者間での情報共有ができればと考えております。

いずれにしましても、COP11 後にも検討会を開催して、引き続き検討を進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。

以上